

入札制度(建設工事関係)改善の取組み

1. これまで

年度	一般競争入札(条件付)	予定価格	低入札対策	多様な入札方式	電子入札	改善推進組織
H12				契約後VE試行		
H13	1億円以上の工事に導入(4千万円以上も実施可)	事前公表(250万円超の全工事)	4千万円以上の建設工事に低入札価格調査導入			
H14	4千万円以上の工事に拡大(1千万円以上も実施可)					入札制度改善委員会(庁内組織)
H15				業務委託プロポーザル方式試行	試行導入(11月～)	
H16			調査方法改善・700万円以上の業務委託に導入(1月～)	総合評価落札方式(標準型)試行		
H17				契約後VE実施 総合評価落札方式簡易I型試行(1月～)		
H18					本格実施	
H19	250万円超1千万円未満の工事に拡大(4月一部、1月から全面实施)	事後公表試行(1～3月)	700万円未満の業務委託に最低制限価格試行導入(1月～)	総合評価落札方式簡易II型試行		公共調達改善委員会(第三者組織)

2. 平成20年度

県では現在、14項目にわたる改善方策を四期に分け、順次実施しています。

これらの項目については、さらに慎重な検討を要するものや単年度で解決できない継続的な課題も含んでいるため、必要に応じて計画修正などフォローアップを行なっていくこととしています。

改 善 項 目	
第1期改善 (平成20年4月～)	1 地域貢献の配慮として、公共施設の維持活動を評価
	2 電子閲覧システムの早期導入に向けた基本設計の実施
	3 発注機関におけるコンプライアンスと技術両面のスキル向上
第2期改善(平成20年6月～)	4 過度な低価格入札対策として失格数値基準の導入など
第3期改善 (平成20年7月～)	5 労務単価の調査方法の改善に向けた国への要望活動の展開
	6 業務委託(建設工事関連)に係る評価専門機関の設置を提唱
	9 建設業者のコンプライアンス評価及びランク区分の見直し
第4期改善 (平成20年10月～)	8 予定価格の事後公表の試行拡大と検証
	9 建設業法に基づく立ち入り調査を元請下請対策において活用
	10 建設工事一般競争入札における地域要件の見直し
	11 総合評価落札方式のガイドライン策定と本格的導入の検討
	12 建設工事等における施工実績要件・技術者配置要件の見直し
	13 地元の技術力や品質の確保を目指した共同実施事業制度の創設
	14 指名停止要綱の見直し

また、建設業の競争激化に加え、不況の深刻化により経営環境が一段と厳しくなっているため、引き続き早期発注に努めるとともに、支払い手続きの迅速化や予定価格の設定に当たっては最新の実勢価格を反映するよう努め、特に年度後半からは次の対策を重点的に実施していくことにしています。

- ① 単品スライドの対象品目の拡大
- ② 除雪委託業務における前払金制度の導入
- ③ 中間前払金制度の活用促進
- ④ 予定価格事後公表試行の大幅な拡大
- ⑤ 地域要件の柔軟な対応
- ⑥ 低入札価格調査制度における調査基準価格の改正
- ⑦ 総合評価落札方式における評価値の算出方法の改正
- ⑧ 低入札に係る履行保証の見直しや受注制限など

3. これから

山形県公共調達基本条例に基づき、山形県公共調達評議委員会の総合的な監理の下、また、県民の皆様からの御意見等も踏まえつつ、PDCAサイクルの考え方に基づき、検証と評価を繰り返しながら進めていきます。